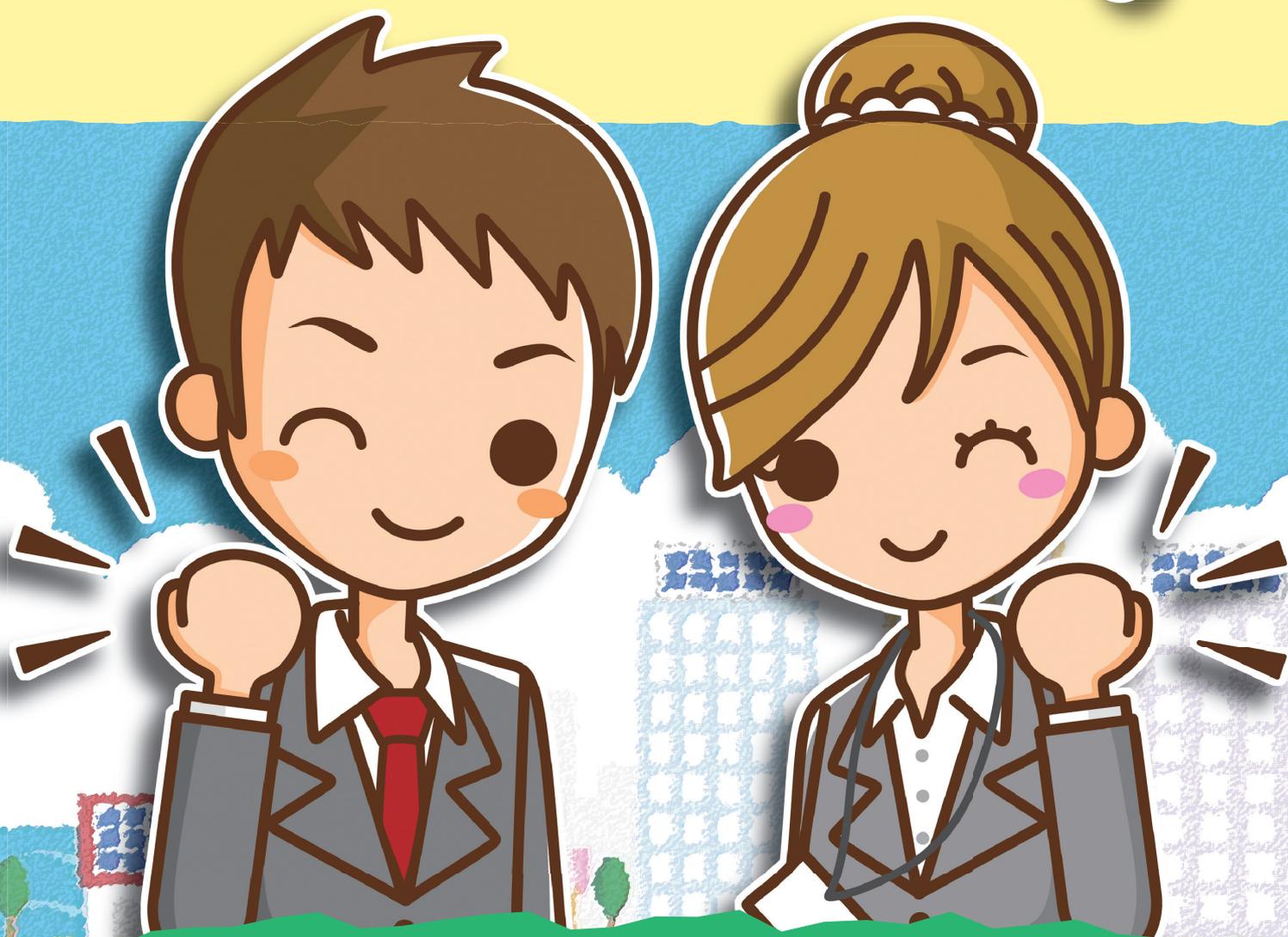


認定NPO法人 目指そう!!!



あなたの活動をもっと豊かにするための
認定NPO法人 取得マニュアル

はしがき

最近、認定NPO法人ということばをよく耳にするようになりました。認定NPO法人について、「寄附した人が所得控除（または税額控除）が受けられるということは知っているけど詳しいことは知らない」という方や、「認定NPO法人を取得するのは難しそうだし、取得してもメリットは少ないのでは」と思っておられる方が多いのではないのでしょうか。

この冊子は、そのような方たちに認定NPO法人や仮認定NPO法人とはどんなものか、取得したらどんなメリットがあるのか、またどうしたら取得できるかを分かりやすく、図解しながら説明したものです。

認定NPO法人や仮認定NPO法人は寄附した人だけでなく、寄附を受ける法人にとっても大きなプラスになります。

また、取得の申請はそれほど難しいものではなく、専門家の手を借りなくても、申請書を作成することができます。

第5章では、全国で認定NPO法人や仮認定NPO法人を取得された団体の事例を紹介していますので参考にしてください。

多くのNPO法人が、認定や仮認定を目指されることを期待しております。



もくじ

第1章 認定NPO法人って何？どんなメリットがあるの？

- ① 認定NPO法人 2
- ② 認定NPO法人等のメリット 4

第2章 長崎県内のNPO法人の活動状況と問題点

- ① NPO法人が抱える問題点 8
- ② 問題点の解決 14

第3章 認定NPO法人になるには？

- ① 基本フロー・手順 16
- ② タイプ別：認定取得に向けた留意点 22
- ③ 小規模法人制度や仮認定制度 26

第4章 認定NPO法人制度のQ&A

- ① 認定NPO法人制度 30
- ② 認定NPO法人取得の進め方 34
- ③ 寄附を企業から集める場合 40

第5章 全国の認定事例

- ① 認定NPO法人の事例 42
- ② 仮認定NPO法人の事例 48

さあ、あなたも
認定取得に
チャレンジしてみよう！



第1章 認定NPO法人って何？どんなメリットがあるの？

1 認定NPO法人

認定NPO法人



最近、NPO法人の間で話題になっている「認定NPO法人」という言葉をご存じでしょうか。認定NPO法人とは、次のような法人をいいます。

NPO法人のうち、

①運営組織及び事業活動が適正であり、②公益の増進に資する法人で、かつ、③一定の基準に適合したものとして、所轄庁（※1）の認定を受けたNPO法人。

※1 長崎県内に主たる事務所があるNPO法人については、「長崎県知事」となります。

1

組織及び活動が
適正

2

公益の増進

3

基準に適合

仮認定NPO法人



直ちに認定NPO法人として認定を受けることが難しい場合には「仮認定NPO法人」という制度があります。これは、認定を受けるために必要な9つの基準のうち、パブリックサポートテスト（PST）を満たしていなくても、一定の税制優遇措置を与えるという制度で、仮認定NPO法人として仮認定を受けて、有効期間3年の間に認定NPO法人になれる基準を満たしてもらおうというものです。

仮認定NPO法人は、次のような法人をいいます。

NPO法人として新たに設立されたもの（設立後5年以内（※2））で、

①運営組織及び事業活動が適正であり、②公益の増進に資すると見込まれる法人で、かつ、③一定の基準に適合（認定NPO人の認定基準のうちパブリックサポートテスト（PST）（※3）を除く。）したものであるものとして、所轄庁の認定を受けた法人。

認定NPO法人と仮認定NPO法人の違いは、簡単に言えば、パブリックサポートテスト（PST）を満たしているかどうかの違いです。

ただし、仮認定NPO法人は、有効期間が3年間で、更新はできません。（有効期間が経過したときは、仮認定は失効します。）

※2 平成27年3月31日までは、設立後5年を超えたNPO法人も申請可能です。

※3 パブリックサポートテスト（PST）とは、寄附金が一定基準以上に達しているかどうかを判定するものです。詳しくは、P.17をご覧ください。



認定NPO法人や仮認定NPO法人（以下、この2つを総称して、「認定NPO法人等」といいます。）の申請をするためには、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過し、事業報告書等について、所轄庁に定められた期限内に提出していることが前提条件になります。

Point! 認定または仮認定を取得するには...

- 1) 申請書提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超えている
- 2) 事業報告書等を定められた期限内に所轄庁に提出している

ことが前提条件！！



2 認定NPO法人等のメリット

認定基準をクリアした認定NPO法人等には、どんなメリットがあるのでしょうか。
大きくは、税制上の優遇措置と社会的信用があります。

税制上の優遇措置には、

- (1) 認定NPO法人等に寄附をした**個人**の優遇措置
- (2) 認定NPO法人等に寄附をした**法人**の優遇措置
- (3) 認定NPO法人に寄附をした**相続人**の優遇措置
- (4) 認定NPO法人**自身**の優遇措置

の4つがあります。

このうち、(3)と(4)は**仮認定NPO法人には認められていません**ので注意しましょう。



1) 寄附者に対する税制上の措置



ア 個人が寄附した場合

個人が、認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関して寄附をした場合、その人は税額控除または寄附金控除（所得控除）のいずれか有利な方を選択適用できます。

**** 参考：個人が寄附を行った場合の試算 ****

例) 年収300万円の方が、1万円を寄付した場合

● 税額控除を選択

【所得税】 $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$

【個人住民税】 $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 800 \text{円}$ **合計 4,000円**

● 寄附金控除（所得控除）を選択（年収300万円の場合 → 所得税率5%）

【所得税】 $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 5\% = 400 \text{円}$

【個人住民税】 $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 800 \text{円}$ **合計 1,200円**

※ 寄附金の額の合計額は所得税額の40%、税額控除額は所得税の25%が限度です。また、寄附金控除における所得税率は年収により異なりますので、試算にあたってはご注意ください。

イ 法人が寄附した場合

法人が、認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関して寄附をした場合、その法人は一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

● 損金算入限度額

【算式】

一般寄附金の損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

【計算例】

資本金等の額 2,000 万円、所得の金額 1,000 万円の法人が認定NPO法人等に寄附した場合。

一般寄附金の損金算入限度額

$$(2,000 \text{ 万円} \times 0.25\% + 1,000 \text{ 万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 75,000 \text{ 円}$$

特別損金算入限度額

$$(2,000 \text{ 万円} \times 0.375\% + 1,000 \text{ 万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 350,000 \text{ 円}$$

一般の法人に対しては、75,000円までしか損金算入が認められていませんが、これとは別に、認定NPO法人等の寄附に関しては350,000円まで損金算入が認められます。

ウ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続または遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税の申告期限（10か月以内）までに、認定NPO法人が行う特定非営利活動に関する事業に寄附をした場合、その寄附をした額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

※ 相続財産の適用は、認定NPO法人のみで仮認定NPO法人には適用されません。

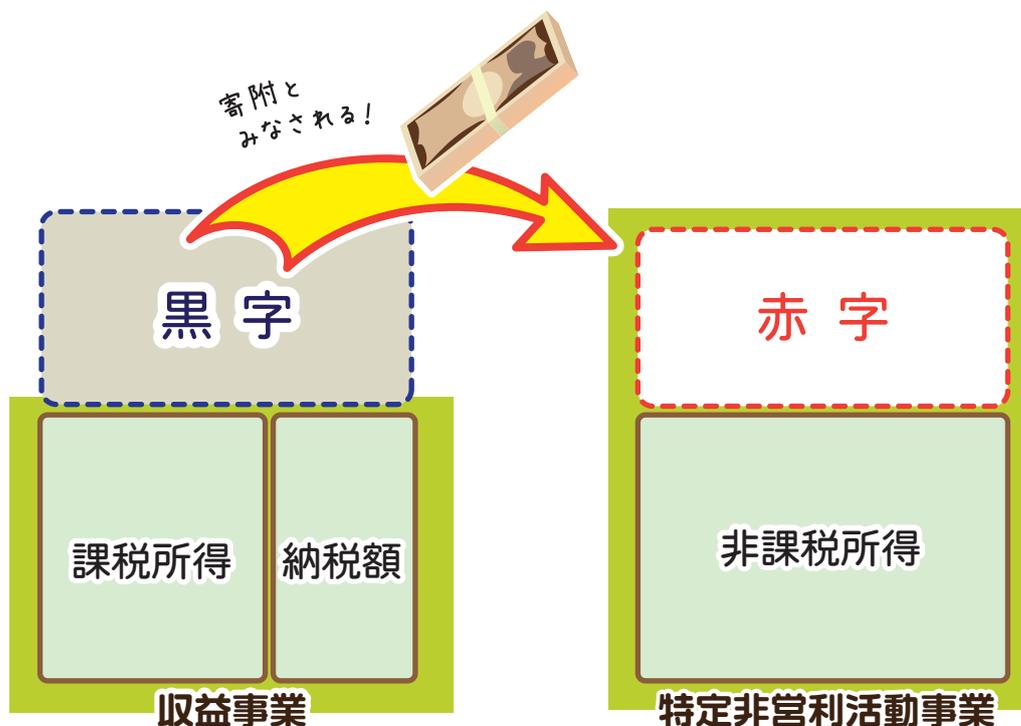


2) 認定NPO法人のみなし寄附金制度



認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ（みなし寄附金）、一定の範囲内（※4）で損金算入が認められます。

- ※4 みなし寄附金として、損金算入できる限度額は所得金額の50%または200万円の、いずれか多い額。
- ※ みなし寄附金の適用は、認定NPO法人のみで仮認定NPO法人には適用されません。



寄附をしたとみなされるので
法人税が軽減されます!!

おトク♪



3) 社会的信用の拡大

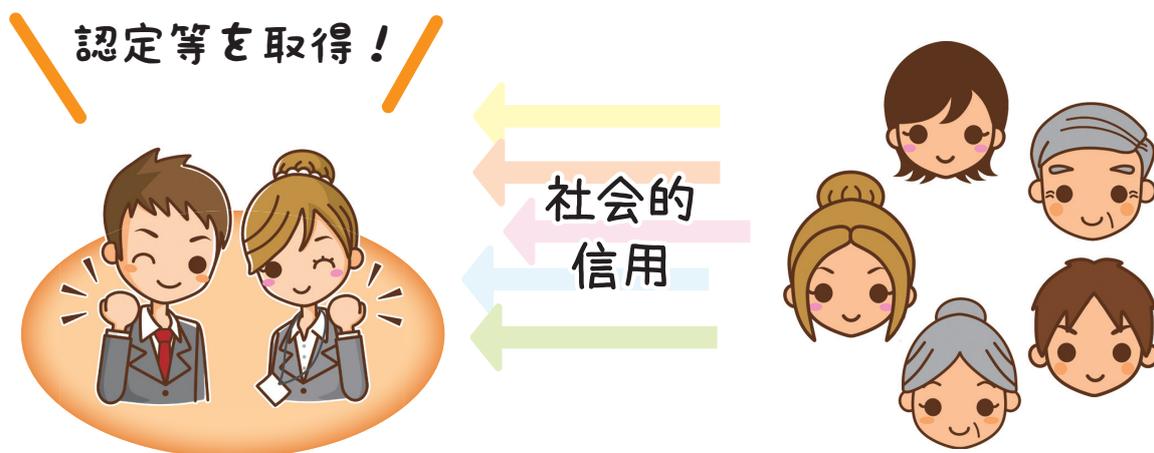
認定NPO法人等は、認定基準をクリアし、その基準を継続維持されています。

例えば、特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上であること、運営組織及び経理が適切に処理されていること、情報公開が適切に行われていること、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していることなどです。

特に、経理については、公認会計士もしくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記載し保存していることが求められています。

このようなことから、官公庁や金融機関など社会的信用が増します。

長崎県内では、平成25年3月末現在、認定NPO法人が2法人、仮認定NPO法人が2法人ありますが、今後さらに増える見込みです。



4) 活動の社会的評価

認定等を取得したからといって、直ちに寄附金が集まるものではありません。大事なことは、NPO活動が社会から評価されるように努めることです。

すなわち、不特定多数の利益の増進に寄与する、広く社会一般の利益の活動であることを十分理解し評価してもらえば、寄附金は集めやすくなると考えられます。

社会の評価と認定NPO法人制度は、寄附金が集まるための車の両輪といえるでしょう。

1 NPO法人が抱える問題点

特定非営利活動促進法が平成10年12月に施行されてから、14年余りが経過し、平成25年2月末日現在、長崎県内には444のNPO法人が活動していますが、運営上さまざまな問題や課題を抱えています。長崎県が平成24年12月に実施したアンケート調査結果からこれらを明らかにし、その解決策を探ってみたいと思います。

なお、回答があった166法人のアンケート結果をもとに、財務規模ごと（※5）、地域ごと（※6）、事業ごと（※7）に分けて集計を行っています。

※5 財務規模区分

- 1年間の財務規模が500万円未満
- 1年間の財務規模が500万円以上

※6 地域区分

- 都市型：長崎市内、佐世保市内の所在するNPO法人
- 周辺型：上記以外に所在するNPO法人

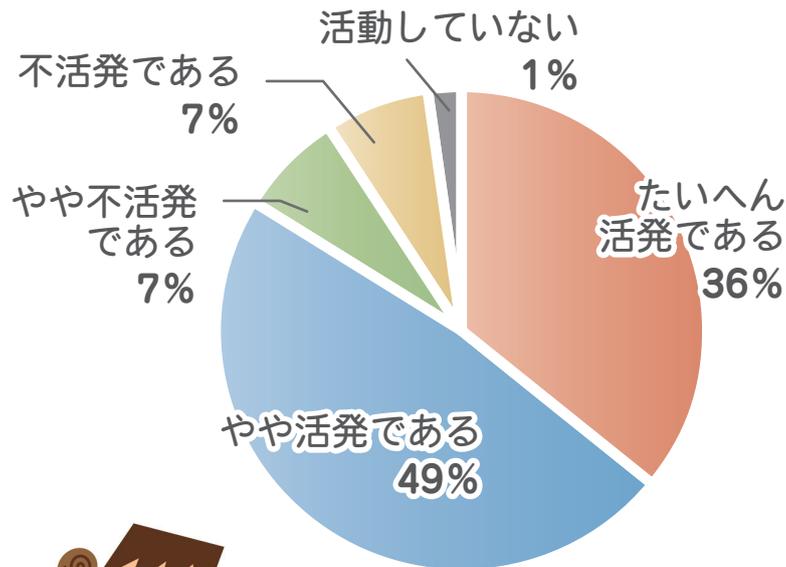
※7 事業区分

- 福祉型：主として、福祉事業に関する活動をしているNPO法人
- 啓発型：主として、セミナーやシンポジウムなど啓発を行っているNPO法人
- 事業型：上記以外のNPO法人



1 大変活発とするNPO法人は3割強

活動状況



活動状況を見ると、「大変活発である」とするNPO法人は全体の36%にとどまり、「やや活発である」とする法人は49%、「やや不活発である」「不活発である」「活動していない」を合わせると15%となっています。

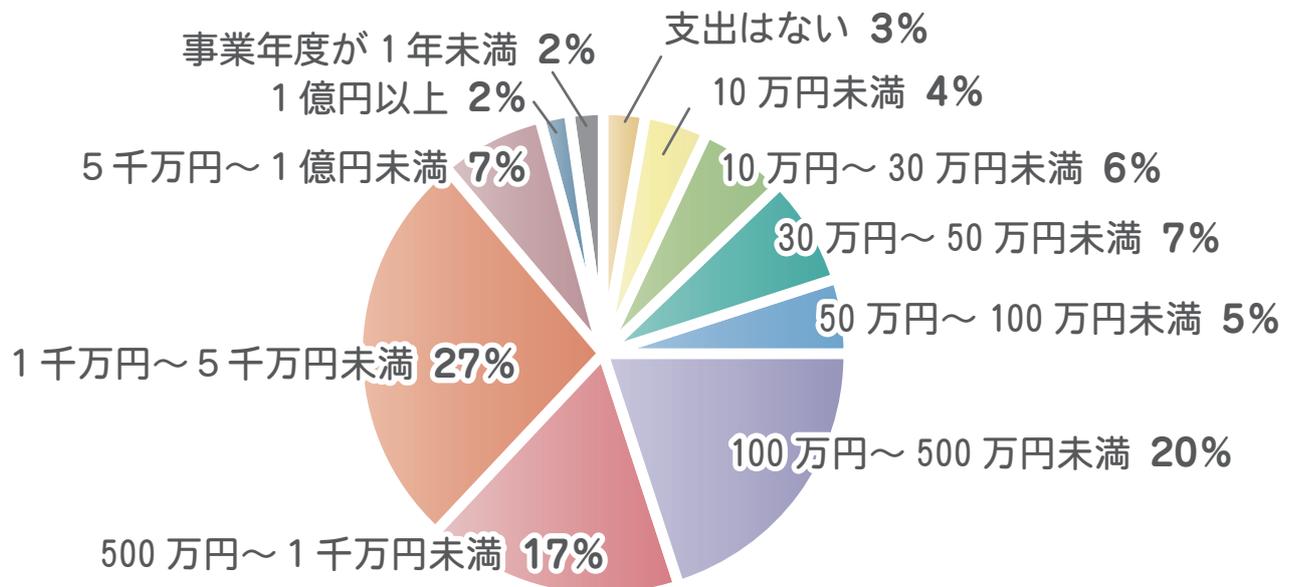
高い志をかかげて設立した当初の計画通りに進んでいるというのはそれほど多くないように思われます。

事業型に活発な法人がやや多く、啓発型に少ない傾向にあります。また、財務の規模が500万円以上という比較的大きな規模の法人に活発な傾向が見られます。

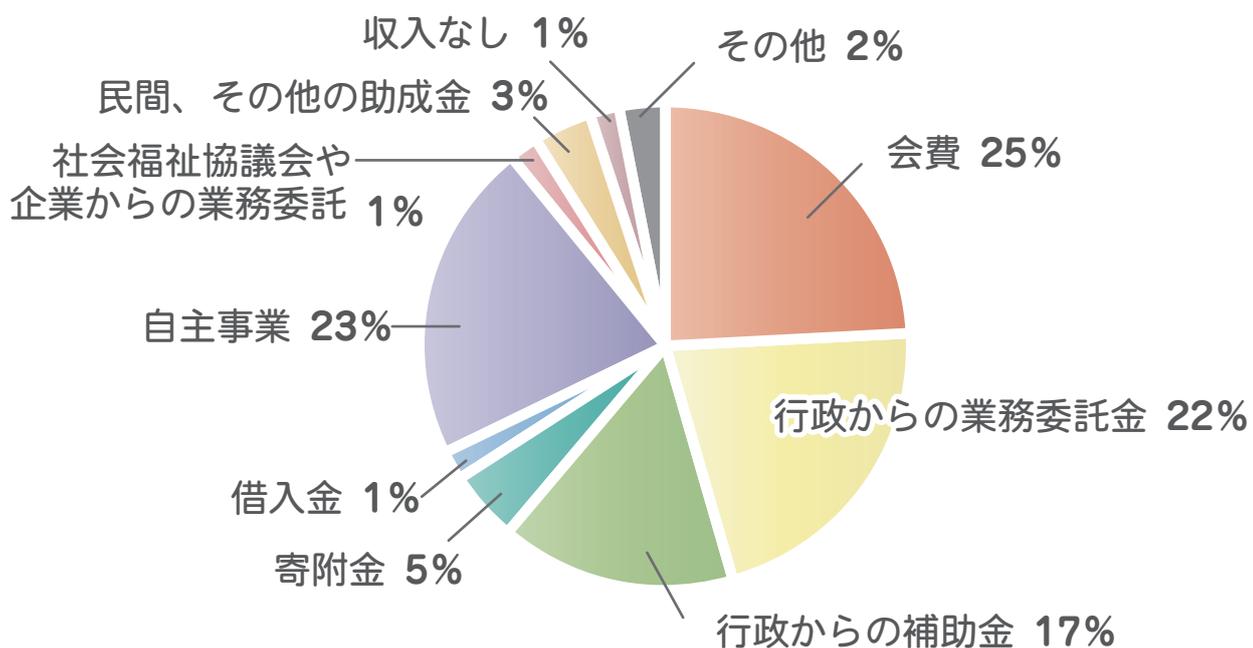


2 財務の規模が小さい

財務状況



主な収入



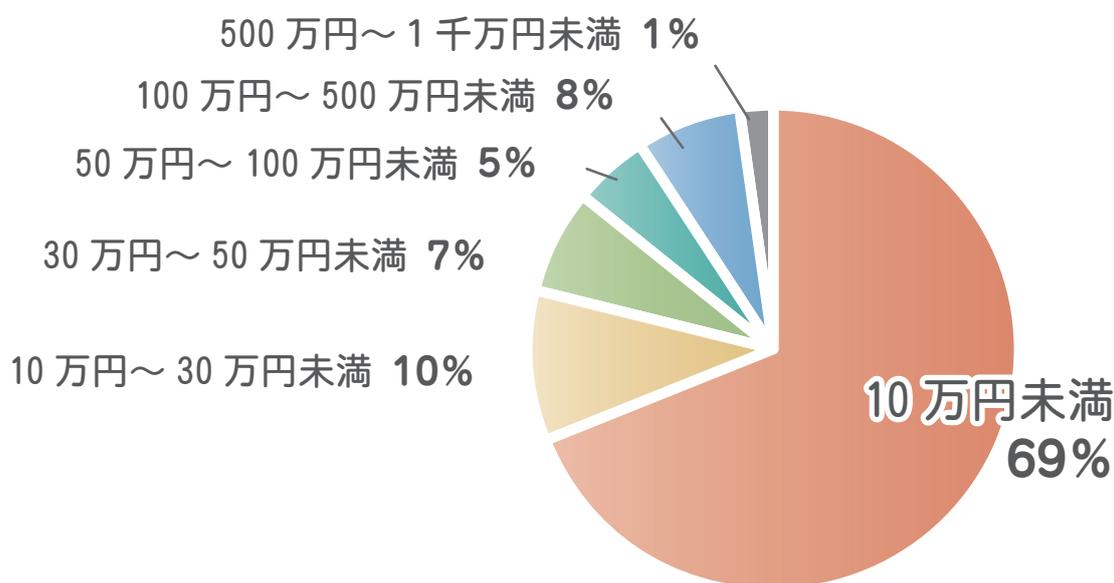
年間の財務の規模が500万円以下のところが45%を占めており、比較的小規模のNPO法人が多いことが分かります。

また、主な収入源として、最も多いのは会費、次いで自主事業、行政からの委託金、行政からの補助金の順になっており、収入源のうち寄附金が最も多いとするのは5%しかありません。

このように、寄附金を主な収入源にしているところはわずかです。

3 寄附金が少ない

寄附金額



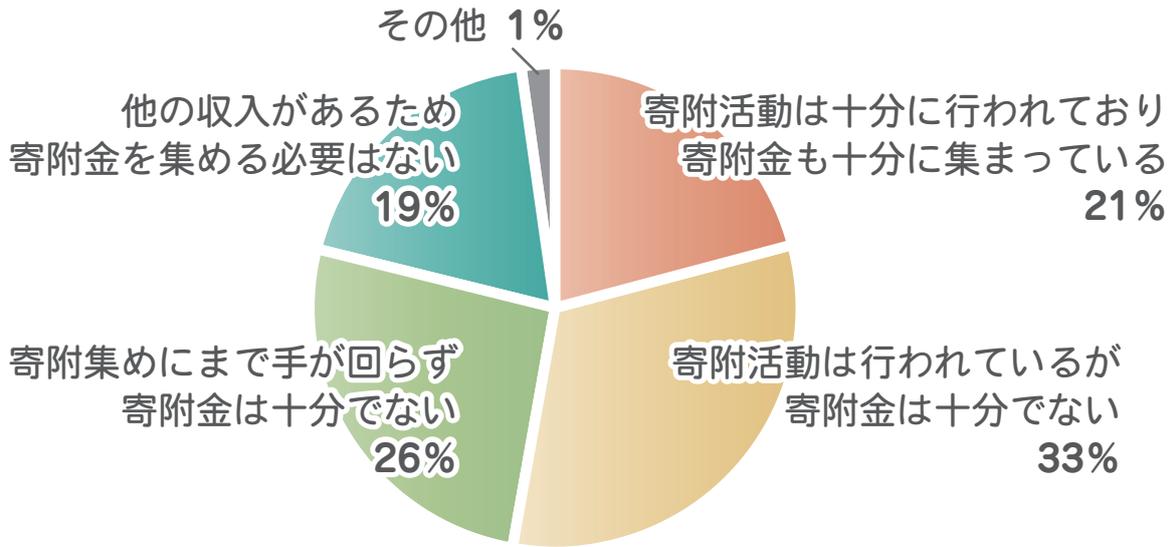
1年間の寄附金額が10万円未満というのが69%を占めています。その寄附金も役員や会員からの寄附金がほとんどというところもあります。一般からの純粋な寄附金はわずかではないでしょうか。

寄附が集まらない理由は、NPO法人の活動が理解されていない、PRが行き届いていない、寄附する側にメリットがない、寄附金を集めるスタッフがいらないなどさまざまな理由が考えられます。

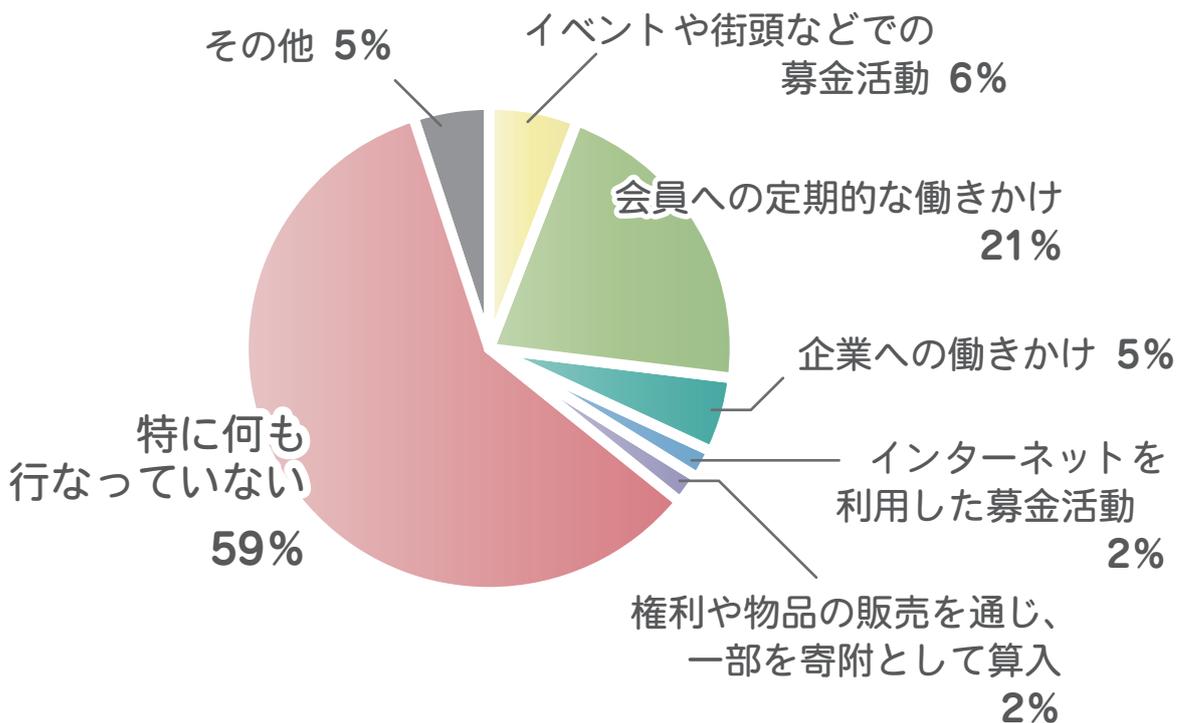


4 寄附集めの活動が十分に行われていない

寄附の状況



寄附の取り組み



寄附を集める活動を十分に行っており、寄附金が十分に集まっているという法人は21%、寄附集めの活動を行っているが寄附金が十分でないとする法人は33%、寄附集めに手がまわらないという法人は26%あります。

なお、福祉型が寄附金集めに苦慮している傾向がみられます。

寄附金をどのようにして集めているかの問いでは、会員への働きかけがもっとも多く21%、次いでイベントや街頭での働きかけ、企業への働きかけの順ですが、一方で、特に寄附集めの活動を行っていない法人が59%もあります。

中でも、都市型よりも周辺型に「特に何も行っていない」法人が多いようです。

このように、寄附が集まらないことが、活動したくても思うように活動できない原因の一つになっているのではないのでしょうか。

寄附を集める活動をしても
集まらない。
寄附集めに手が回らない。



寄附を集める活動をしていない



寄附金が少ない



財務規模が小さい



活動が十分でない



2 問題点の解決

長崎県内のNPO法人はこのようにさまざま問題を抱えており、もちろん認定を取得することが、すべての解決につながるわけではありませんが、認定の取得を問題点解決の手段の一つとして検討されてはいかがでしょうか。

1) 認定を取得する



これまで、寄附金を集めようとしてもなかなか寄附をしてもらえなかったり、相手から「寄附をすれば、税額控除が受けられるのですか。」と聞かれたことはありませんか。

認定等を取得することによって、「寄附していただければ、税額控除が受けられますよ。」と堂々と胸を張って言うことができます。また、寄附する側も、認定NPO法人等だから運営組織や事業活動もしっかりしていると信用が増します。

このように寄附金が集めやすくなり、収入も増大し、活動がしやすくなります。また、金融機関などの信用度も増すことが考えられます。

さらには、信用が増すことによって、官公庁や民間からの受託事業も受けやすくなることが考えられます。



認定基準がどのようなものか、どうしたら認定・仮認定を取得できるかについては第3章をご覧ください。

認定NPO法人等の申請書は特別難しいものではありませんので、わからないところがありましたら、県の県民協働課にご相談ください。

長崎県 県民協働課
095-895-2314

